

第3章 施策の具体的な展開

I 地域包括ケアシステムの深化・推進

第1 地域包括ケアシステムの基盤強化

<現状と課題>

- 本県は高齢化の著しい地域や比較的緩やかな地域等の地域特性があり、社会資源も地域によって様々です。身近な地域で包括的・継続的にサービスが提供できるよう、地域のネットワークを活用した地域連携や多職種協働の強化が必要です。
- 地域特性や高齢者のニーズに応じたサービスを提供していくためには、地域包括ケアシステムの中核となる地域包括支援センターの機能強化が必要です。
- 地域ケア会議の機能として、処遇困難事例や地域課題の解決のみに限らず、政策の形成につなげていくことが求められており、多職種の連携等による機能強化を図ることが重要です。
- ボランティア等、地域における生活支援の担い手が不足しているため、地域住民等に対してより一層の参加を促すことが必要です。

<五次プランの数値目標の達成状況>

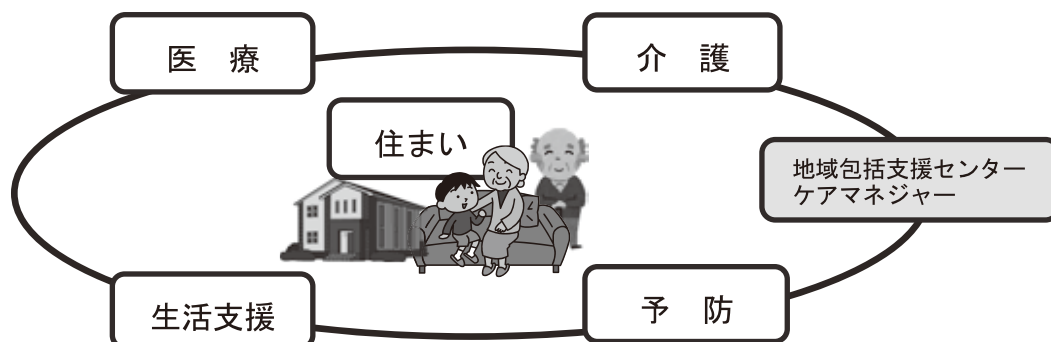
(単位：箇所)

指 標	平成26年度	目標値(29年度)	見込値(29年度)	達成率
地域包括支援センター設置数	45	57	59	103.5%

▼ 地域包括支援センターの設置は順調に進み、目標を達成しています。

<取組方針>

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心していきいきと暮らせることを目指して、高齢者一人ひとりの状態やニーズに応じて、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」の基盤強化に取り組めます。



1 地域の連携体制の強化

高齢者が地域で安心して暮らせるよう、地域連携の強化を図り、高齢者の状態に応じた適切なサービスを提供します。

(1) 高齢者の状態に応じた各サービスの連携

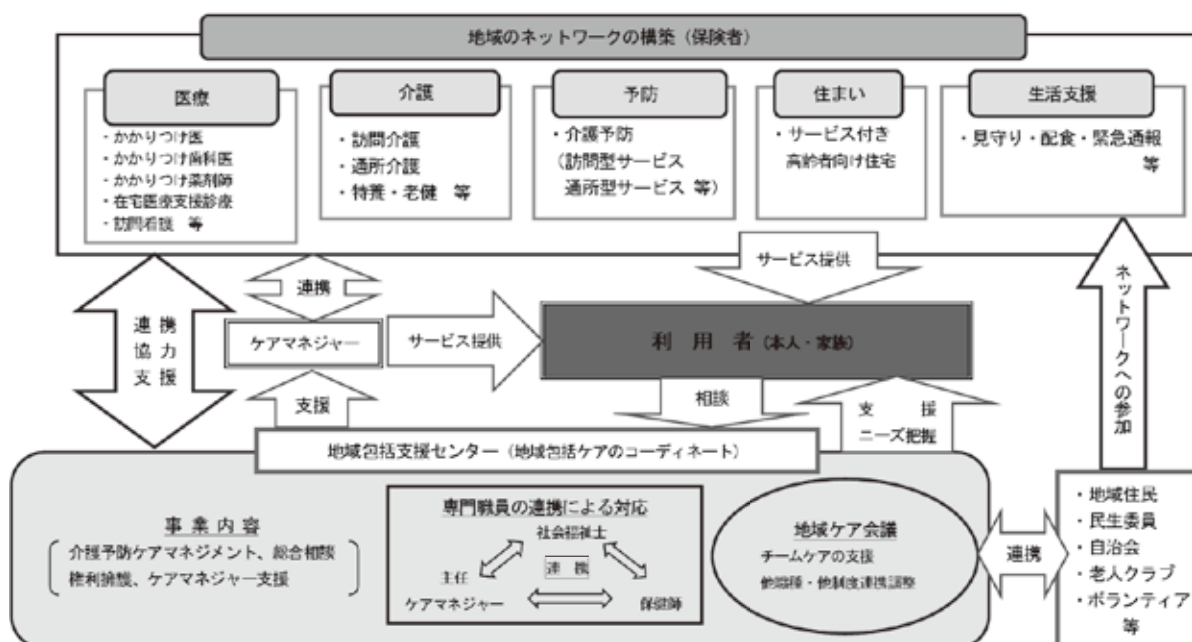
地域において、包括的・継続的なサービスを提供できるよう、関係機関等の連携強化に向けた研修や情報共有などの取組を促進します。

- 高齢者のニーズに応じた適切なサービスを提供できるよう、医療と介護の関係機関・職員の連携の強化や関係者の情報の共有を図る研修会の開催など、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスの関係者間における連携・協働体制の形成を促進します。
- サービス利用に係る各関係者との連絡調整等を行う介護支援専門員が、地域のネットワークを活用し、高齢者の状態やニーズに応じたケアマネジメントができるよう、専門知識や技術に関する研修会を実施するなど、介護支援専門員を支援する取組を推進します。

(2) 適切なサービスの提供に資する情報の共有化

- 地域包括支援センターが地域における包括的なマネジメント機能を展開できるよう、各関係者が保有するサービス情報や地域の社会資源の把握、情報の共有化を支援します。
- 支援が必要な高齢者等に係る情報の共有化を進め、地域包括支援センターを拠点として、地域の様々な資源をコーディネートすることにより、生活を包括的に支援します。

【図3-I-1-1】地域包括ケアシステムの構築（概要）



2 地域包括支援センターの機能強化

地域包括ケアシステムの中核的な役割を担う「地域包括支援センター」のコーディネート機能の強化を図り、高齢者を地域で支える仕組みづくりを支援します。

(1) 体制の強化

地域の実情に応じた適切な設置及び職員配置を図り、地域包括支援センターの事業が円滑に行える体制づくりを支援します。

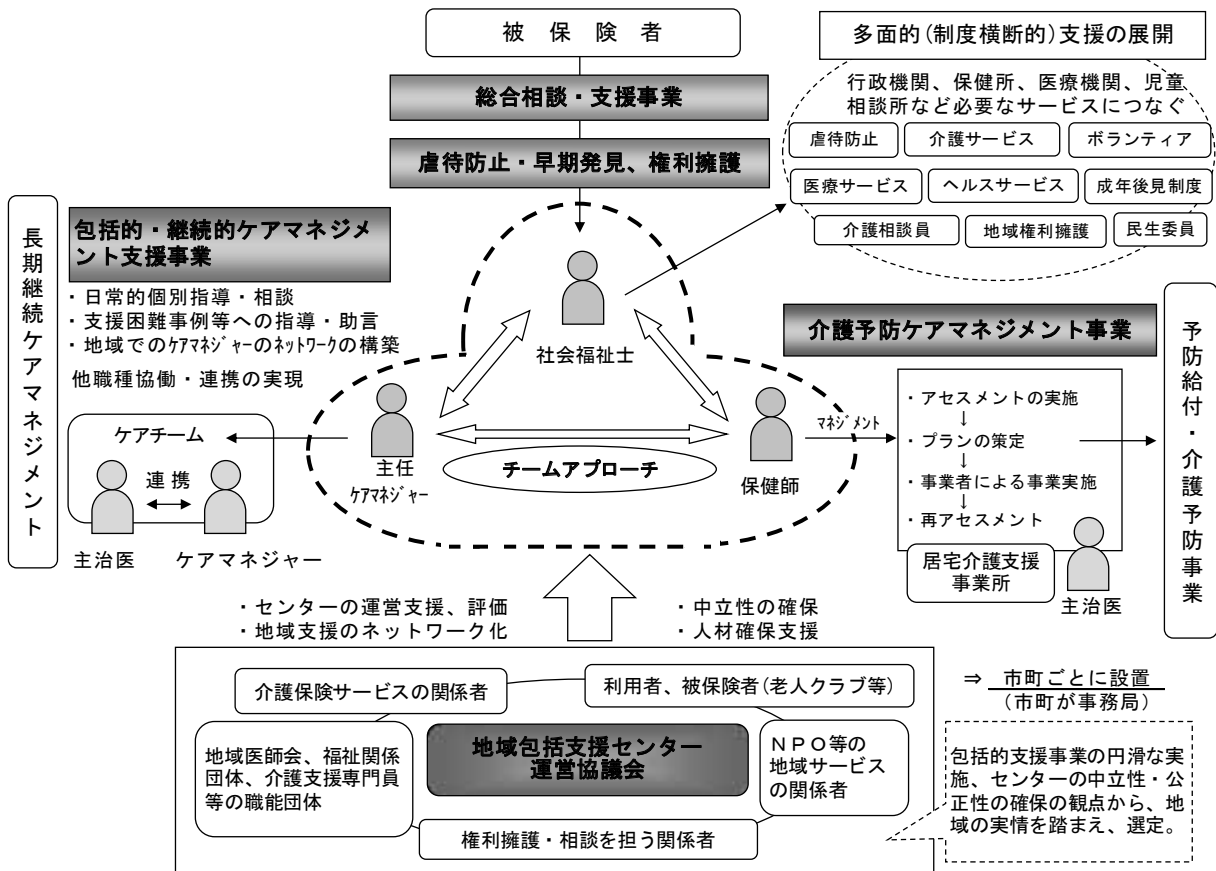
ア 職員の配置と養成

- 業務を担う社会福祉士、保健師、主任介護支援専門員等の専門職員の養成・確保を図り、地域包括支援センターの役割に応じた適切な職員配置を促進するとともに、在宅介護支援センターを地域包括支援センターの支所・ブランチとして活用し、日常生活圏域を踏まえた、地域の実情に応じた適切な設置を支援します。
- 県内の地域包括支援センター間の情報交換・情報共有や専門研修等を通じた職員のスキルアップを進め、介護予防ケアマネジメント、総合相談、権利擁護、介護支援専門員への支援など、地域包括支援センターがその役割を十分に発揮できる体制づくりを支援します。

イ 運営体制

- 市町と地域包括支援センターが、緊密に連携しながら、より効果的・効率的な取組ができるよう、地域包括支援センターの具体的な運営方針や目標、業務内容の設定など、地域の実情に応じた適切な体制づくりを支援します。
- 地域包括支援センターの適切・公正・中立な運営を図るため、市町が設置する「地域包括支援センター運営協議会」に地域の保健・医療・福祉関係者や住民団体等の参画が進むようにするなど、その取組を支援します。
- 市町等において地域包括支援センター事業の評価が義務づけられ、評価結果に基づいて適切な措置を講じる必要があることから、市町等における評価等の円滑な取組を支援します。

【図3-I-1-2】地域包括支援センター（概要）



(2) 総合相談機能の強化

- 地域住民が気軽に相談できる身近な総合相談窓口として、地域包括支援センターが最大限活用されるよう、その役割を広く周知するとともに、高齢者のニーズに応じた適切なサービスが円滑かつ迅速に受けられるよう、地域包括支援センターのワンストップ相談機能の充実を図ります。
- 地域共生社会の実現に向けて、地域包括支援センターにおいて、高齢者、障害者、子どもなどの複合化した課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う包括的な支援体制づくりを支援します。

(3) コーディネート機能の強化

- 地域のネットワークを活用し、高齢者のニーズに応じた適切なサービスが、切れ目なく提供できるよう、地域包括ケアシステムの中核的な役割を担う地域包括支援センターが持つコーディネート機能の強化を図ります。
- 個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的なケアマネジメントを実現するため、具体的な事例検討や社会資源の活用等に関する研修を実施し、職員の対応力の向上を図ります。

〔数値目標1〕地域包括支援センターの機能強化

指 標	平成29年度 (2017)	平成32年度(目標値) (2020)
地域包括支援センター職員研修受講センター数	23箇所	59箇所

3 地域ケア会議の推進

高齢者個人に対する適切な支援、地域課題や有効な支援策を検討するため、市町や地域包括支援センターが開催する「地域ケア会議」の強化を図ります。

(1) 体制づくり

- 地域包括ケアシステムの構築の重要な手法である地域ケア会議について、関係者の理解を深め、共通認識の醸成を行うことで、円滑に開催できる環境づくりを促進します。
- 地域ケア会議において検討する高齢者への適切な支援方法や、地域課題の解決に向けた手法の検討など、地域ケア会議を効果的に開催できる体制づくりを支援します。

(2) 多職種の連携

市町単独では確保が困難な認知症専門医・理学療法士等の専門職及び大学教授等の学識経験者を地域ケア会議に派遣し、多職種が連携することで、課題の解決に向けた支援や、職員の包括的・継続的なマネジメント能力の強化を図ります。

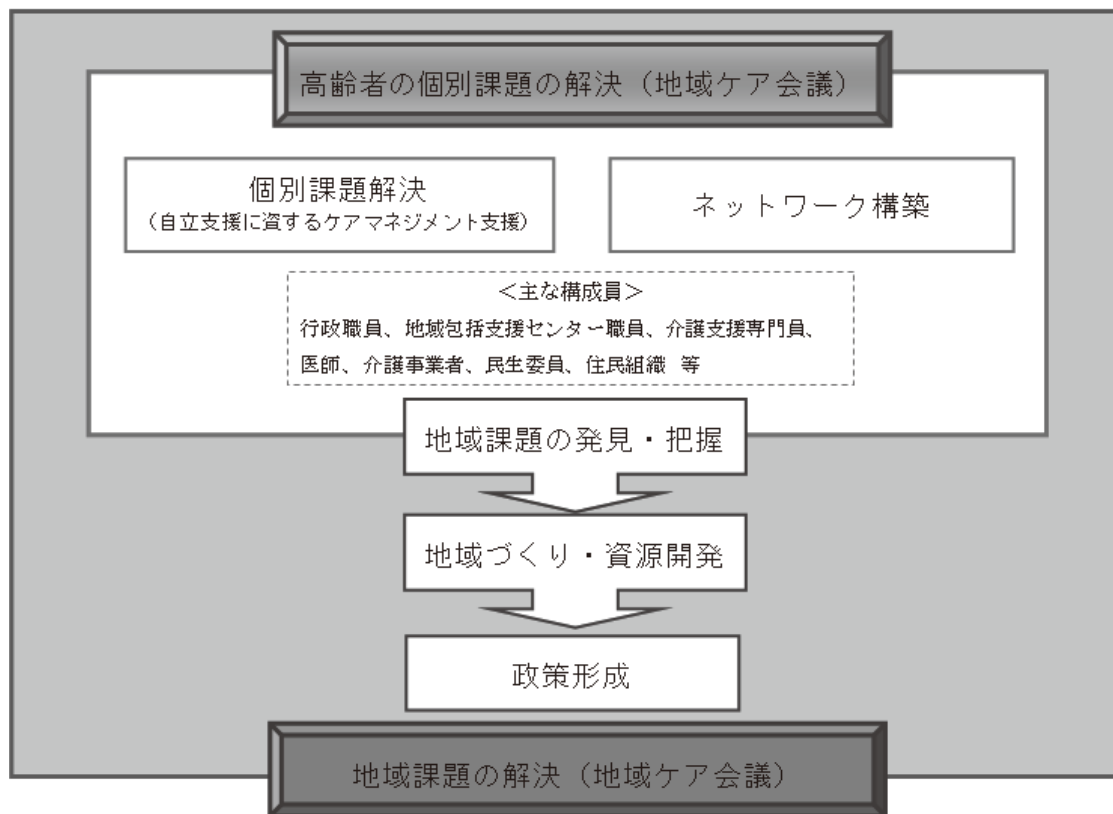
(3) 質の向上

地域ケア会議には「個別課題の解決」「地域包括支援ネットワークの構築」「地域課題の発見」「地域づくり・資源開発」「政策の形成」という5つの機能があり、市町や地域包括支援センターの職員に対する研修や先行市町村における好事例の紹介等を通じて、政策の形成につながるよう市町の取組を支援します。

〔数値目標2〕地域ケア会議の機能

指 標	平成29年度(見込値) (2017)	平成32年度(目標値) (2020)
地域ケア会議において政策の形成まで行う市町数	6市町	19市町

【図3-I-1-3】地域ケア会議（概要）



4 地域住民等の参加の促進

地域包括ケアシステムの普及啓発を行い、理解の促進を図ることにより、地域住民等による生活支援の担い手としての参加を促進します。

(1) 支え合いの体制づくりの促進

家庭や地域等のコミュニティにおける人々の絆やつながりを大切にし、誰もが生活支援の担い手になれるよう、広報紙やホームページ等を活用した普及・啓発を通じて、地域包括ケアシステムに対する県民の理解と関心を深め、多様な主体の参加を促進します。

(2) 住民活動への支援

高齢者をはじめ地域住民の誰もが、地域づくり・介護・ボランティア等の担い手として様々な活動への参加ができるよう、市町及び社会福祉協議会等による住民参加の取組を支援します。